

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室等の区分		額	
イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者		ユニット型個室		一日につき千三百十円	
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば		ユニット型準従来型個室（特養等）		一日につき八百二十円	
保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		老健・療養等		一日につき三百七十円	
ハ 施行規則第八十三条の		多床室（老健・療養等）		一日につき三百七十円	

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分		居室等の区分		額	
イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者		ユニット型個室		一日につき千三百十円	
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば		ユニット型準従来型個室（特養等）		一日につき八百二十円	
保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの		老健・療養等		一日につき三百七十円	
ハ 施行規則第八十三条の		多床室		一日につき三百七十円	

<p>五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受けた日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公</p>	二
--	---

・療養等	多床室（老健）	多床室（特養）	（老健・療養等）	従来型個室（特養等）	従来型個室（特養等）	ユニット型個室	ユニット型個室
				一日につき 三百七十円	一日につき 三百七十円	一日につき 四百二十円	一日につき 八百二十円

<p>五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの</p> <p>イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受けた日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公</p>	二

	三	
イ 施 行 規 則 第 八 十 三 条 の 一 つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	。) ロ 五 第一 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	的年金等の収入金額をい う。)及び当該特定介護予 防サービス又は特定介護予 防サービスを受ける日の 属する年の前年(当該特 定介護サービス又は特定 介護予防サービスを受け る日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつ ては、前々年)の合計所 得金額(地方税法(昭和 二十五年法律第二百二十一 六号)第二百九十二条第 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零を下回る場合は、 零とする。)の合計所 得金額が八十万円以下のもの の額が八十万円以下のもの の負担限度額がこの項の 下欄に掲げる額であつた とすれば保護を必要とし ない状態となるもの(一 の項目に掲げる者を除く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)
ユ ニ ツ ト 型 準	室 ユ ニ ツ ト 型 個	
一日 につ き	八 百 二十 円	一日 につ き

	三	
イ 施 行 規 則 第 八 十 三 条 の 一 つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	。) ロ 五 第一 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 國 民 年 金 法 等 の 一	的年金等の収入金額をい う。)及び当該特定介護予 防サービス又は特定介護予 防サービスを受ける日の 属する年の前年(当該特 定介護サービス又は特定 介護予防サービスを受け る日の属する月が一月か ら六月までの場合にあつ ては、前々年)の合計所 得金額(地方税法(昭和 二十五年法律第二百二十一 六号)第二百九十二条第 一項第十三号に規定する 合計所得金額をいい、そ の額が零を下回る場合は、 零とする。)の合計所 得金額が八十万円以下のもの の額が八十万円以下のもの の負担限度額がこの項の 下欄に掲げる額であつた とすれば保護を必要とし ない状態となるもの(一 の項目に掲げる者を除く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。) ロ 五 第二 号 に 掲 げ る 者 で あ つ て、 當 該 者 の 居 住 費 等 の 負 担 限 度 額 が 此 の 項 の 下 欄 に 掲 げ る 額 であ つ た と す れ ば 保 護 を 必 要 と し な い 状 態 と な る も の (一 の 項 口 に 掲 げ る 者 を 除 く 。)
ユ ニ ツ ト 型 準	室 ユ ニ ツ ト 型 個	
一日 につ き	八 百 二十 円	一日 につ き

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）
多床室（老健・療養等）	多床室（特養等）	多床室（老健）	多床室（特養）	老健・療養等	個室
零円	一日につき零円	一日につき零円	一日につき零円	四百九十円	四百九十円
（等）	（等）	（等）	（等）	（等）	（等）

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護が必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）	従来型個室（一日につき三百二十円）	従来型個室（一日につき四百九十円）
多床室	多床室	多床室	多床室	老健・療養等	個室
零円	一日につき零円	一日につき零円	一日につき零円	四百九十円	四百九十円
（等）	（等）	（等）	（等）	（等）	（等）

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室（特養等）をいう。

六 この表において「多床室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考六に規定する多床室（老健・療養等）をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。

五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

（新設）